

市農業再生協議会からのお知らせ
(農林振興課)

農業者のみなさんへ

平成24年度

農業者戸別

所得補償制度について



「農業者戸別所得補償制度」は、

販売価格が生産コストを恒常的に下回っている作物を対象に、その差額を生産農家に補償する制度です。農業経営を支援することにより、食料自給率を向上させることなどを狙っています。

今年度の概要は次のとおりです。それぞれ詳細な対象要件などがありますので、詳しい内容は、市農業再生協議会（農林振興課内）へお問い合わせください。

交付金の種類と交付額

●畑作物の所得補償交付金

麦、大豆、そば、なたねの当年度の出荷・販売数量に基づき、品質に応じた単価（全国一律）により交付されます。

*対象農地は、水田だけでなく、畑地（地目が畑）も対象となります。

●米の所得補償交付金

(15,000円/10a)

米の生産数量目標に従って生産を行った販売農家・集落営農に交付されます。

*ただし、主食用米の作付面積から自家消費米相当分として一律10a控除して算定されます。

●水田活用の所得補償交付金

販売目的で対象作物を生産する販売農家・集落営農に交付されます。

①戦略作物助成

▽麦、大豆、飼料作物

35,000円/10a

▽米粉用米、飼料用米、WCS用稲

80,000円/10a

▽そば、なたね、加工用米

20,000円/10a

②二毛作助成

15,000円/10a

③耕畜連携助成

13,000円/10a

④産地資金（滋賀県）

▽麦・大豆生産性、品質向上助成

3,000円/10a

▽WCS用稲団地化助成

3,000円/10a

▽飼料用米生産性向上助成

1,500円/10a

⑤産地資金（米原市）

▽野菜・雑穀・花き・特用作物助成

25,000円/10a

▽地力増進作物助成

6,000円/10a

▽麦あと野菜・雑穀・花き・特用作物助成

12,000円/10a

▽担い手助成

4,000円/10a

▽団地化加算（そば）

3,000円/10a



お問い合わせ

市農業再生協議会(伊吹庁舎農林振興課内)

☎58-2228 ☎58-11719

近畿農政局 東近江地域センター

☎0748-23-3841

平成23年度「情報公開制度」「個人情報保護制度」の運用状況

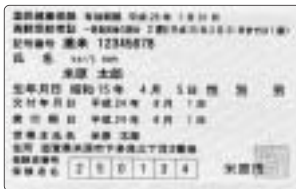
お問い合わせ
総務部総務課(米原庁舎)
☎52-1552 ☎52-4447

公正で開かれた市政の推進を目指すため、市政への市民参加を促進するため、情報公開制度を実施しています。また、本市が保有する個人情報の適正な取扱いと自己情報の開示請求等の手続きを定めた個人情報保護条例に基づき市民の権利利益の保護に努めています。

平成23年の情報公開制度運用状況は、次のとおりです。なお、平成23年度において個人情報の開示請求はありませんでした。

実施機関	請求件数	処理状況				
		公開		非公開	不存在	取下げ
		全部	一部			
市長	16	2	8	1	4	1
教育委員会	5	1	2	0	2	0
農業委員会	1	0	1	0	0	0
合計	22	3	11	1	6	1

国保70〜74歳のみなさんへ 高齢受給者証の更新と 医療機関での 一部負担割合について



7月下旬に新しい
高齢受給者証(薄橙色)を
送付します!

高齢受給者証の更新について

現在お手持ちの国民健康保険高齢受給者証(薄緑色)は7月31日
で有効期限が切れます。8月1日
からお使いいただく高齢受給者証
(薄橙色)は、7月下旬頃郵送します。
新しい高齢受給者証が届いたら、
記載事項(住所・氏名・生年月日等)
をご確認のうえ、大切に保管して
ください。

医療機関での一部負担割合

高齢受給者証をお持ちの方の窓
口負担は「1割」、または現役並み所
得のある方は「3割」となります。

現役並み所得者とは・・・?

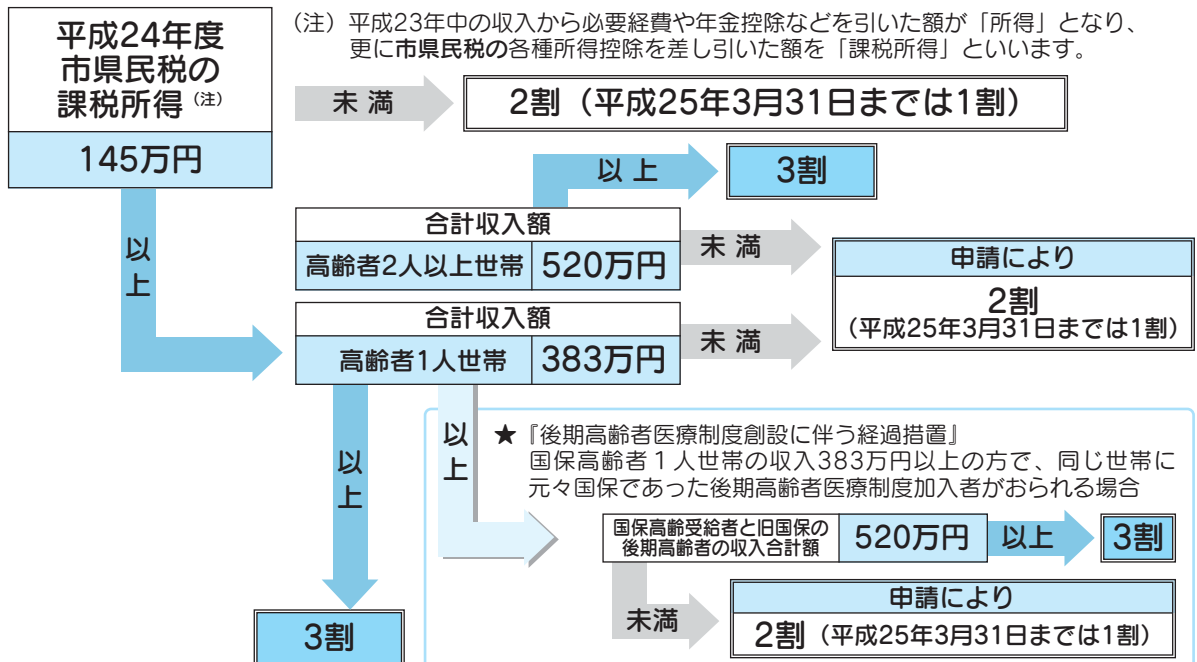
当該年度の市・県民税の課税所
得が(所得から各種控除を引いた
額)が145万円以上である70歳
以上の国保加入者がいる世帯に属
する方が「現役並み所得者」になり、
一部負担割合が3割となります。

一部負担割合の 見直しの凍結について

医療制度が改正され、平成24年
4月から一部(1割負担)の70歳以
上から74歳の高齢受給者の負担割
合が、1割から2割に見直される
(3割負担の方はそのまま)予定とな
っていましたが、平成25年3月末
まで窓口負担割合を1割に据え置
く措置が実施されています。
そのため、新しい高齢受給者証
の一部負担割合の表記が「2割(平
成25年3月31日までは1割)」とな
っています。

国民健康保険 高齢受給者の窓口負担割合の判定基準

同世帯の70歳～74歳の国保加入者(国保高齢受給者)の方の課税標準額および収入額により判定(世帯単位)



お問い合わせ 市民部 保険課(近江庁舎) ☎52-6922 ☎52-8730